

# 長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

## (任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

## (委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

## (再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

## (運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

## (専門部会)

第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために専門部会を置くことができる。

2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。

3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。

4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第2条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。